

# 長野市水防計画



令和4年度改定

(令和5年2月)

長野市防災会議

## < 目 次 >

第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 用語の定義.....	1
第3節 水防の責任等.....	3
第4節 長野市地域防災計画との関係.....	3
第5節 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川.....	4
第2章 水防組織.....	5
第1節 水防組織.....	5
第2節 非常配備.....	5
第3節 水防本部.....	6
第4節 本部の廃止又は災害対策本部への移行.....	8
第5節 水防関係機関の連絡系統.....	9
第3章 水防訓練・水防施設等.....	10
第1節 水防訓練.....	10
第2節 重要水防区域.....	10
第3節 ダム及び水門等.....	10
第4節 水防倉庫及び資器材.....	11
第5節 非常輸送の確保.....	11
第4章 警報・注意報等.....	12
第1節 警報・注意報等.....	12
第2節 洪水予報.....	15
第3節 氾濫危険水位等到達情報.....	20
第4節 水防警報.....	21
第5節 水位.....	23
第6節 雨量.....	23
第7節 情報システム等.....	24
第8節 水位及び雨量の通報系統図.....	25
第9節 ダム放流時の対応.....	26
第10節 既往洪水到達時間.....	26
第11節 異常現象発見時の措置.....	27
第5章 水防活動.....	28
第1節 実施責任者.....	28
第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討.....	28
第3節 水防活動.....	29
第4節 決壊等の通報.....	30
第5節 避難.....	31
第6節 水防配備の解除.....	31
第7節 水防の報告.....	31
第8節 協力・応援.....	32
第9節 経費の負担.....	32
第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置.....	33
第1節 洪水対応.....	33
第7章 水防協力団体.....	33





# 第1章 総則

## 第1節 目的

本市は、県知事より水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条に基づいた指定水防管理団体の指定を受けている。本計画は、法第33条第1項の規定に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、本市の区域内にかかる河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう（法第4条）。

### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### 4 水防協力団体

一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等であって、水防業務を適切かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

### 5 洪水予報

重要河川で国土交通大臣又は県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

### 6 水防警報

国土交通大臣又は県知事が指定した河川について、国土交通省又は県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

### 7 水防団待機水位（通報水位）

洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに国土交通大臣又は県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

## 《第1章 総則》2 用語の定義

### 8 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動目安となる水位である。

### 9 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位である。

### 10 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

### 11 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

### 12 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

### 13 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。  
（法第14条）

---

---

## 第3節 水防の責任等

---

---

### 第1 本市の責任

本市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 第2 水防管理者の責任

市長は、水防管理者として次の責任を有する。

#### 〈水防管理者の責任〉

- 随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- 洪水のおそれのあることを自ら知り、又は知事から通報を受け、水位が通報水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、必要な対策を講じなければならない。
- 水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、必要な対策を講じなければならない。
- 前項に述べるほか、水防法、水防計画に基づき必要な活動を実施しなければならない。

### 第3 居住者等の協力

市内に居住する者、又は水防の現場にいる者は、水防上やむをえない場合において、水防管理者、消防機関の長（消防長）から水防活動に関する協力を要請されたときは水防活動に従事しなければならない。

また、常に気象情報等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

---

---

## 第4節 長野市地域防災計画との関係

---

---

本計画は、水災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策活動について定める。

また、この計画は、長野県水防計画と整合を図り、長野市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき長野市防災会議が作成する長野市地域防災計画の部門計画である。なお、災害対策本部が設置された場合の配備及び災害応急対策活動については、長野市地域防災計画の「風水害対策編」の定めによる。

## 第5節 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川

国又は県が指定した洪水予報又は水防警報等を発表し、又は水位情報の通知を行う市内の河川は、次のとおりである。

### 〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種別	指定者	指定河川
洪水予報河川	(法第10条)	国土交通大臣
	(法第11条)	知事
水位周知河川 (法第13条)	知事	蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川
水防警報河川 (法第16条)	国土交通大臣	千曲川、犀川
	知事	裾花川、蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川

なお、その他の河川においても、堤高及び増水の割合から警戒を要すると判断される場合は、上記の河川に準じて水防上必要な措置を講じる。



## 第2章 水防組織

### 第1節 水防組織

水災が発生し若しくは発生するおそれがあるときは、次表の組織規模で対応する。

〈水防組織の形態〉

組織形態	状況
水防本部	○水防警報の通知を受けたとき ○市長が必要と判断したとき
災害対策本部	○市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき。 ○市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき ○市長が必要と判断したとき

### 第2節 非常配備

#### 第1 水防配備

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の配備態勢は、長野市地域防災計画の「風水害対策編」第3章 第3節「非常参集職員の活動」第1「職員の動員配備」の定めによる。

#### 第2 動員の方法

##### 1 配備指令に基づく職員の動員

各部長は、配備指令に応じ、職員について本部連絡員を通じて速やかに招集する。

また、動員を受けた職員は速やかに所属先に参集する。ただし、勤務時間外等で「自動発令」に定める事項に該当する状況であることを知ったとき、又はその状況にあると推定されるときには、各配備基準に該当する職員は、招集の連絡を待つことなく自主的に参集する。

##### 2 消防団（水防団）の動員

###### (1) 待機

「待機」とは、消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくことをいう。

待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発表される等、必要と認めたときに発する。

###### (2) 準備

「準備」とは、消防団（水防団）の分団長が、所定の詰所等に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させることをいう。

準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出動の必要が予測されたときに発する。

###### (3) 出動

「出動」とは、消防団（水防団）の全員が所定の詰所等に集合し、警戒配備につくことをいう。

出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。

## 第3節 水防本部

### 第1 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたとき又は水災が発生し若しくは発生するおそれがあるときは、長野市水防本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、設置・運営は、災害対策本部に準じて行う（長野市地域防災計画の「風水害対策編」第3章 第3節「非常参集職員の活動」第2「災害対策本部の設置」及び第3「災害対策本部の運営」参照）。

ただし、本部長が必要とする職員により組織した本部を設置することができる。

### 第2 本部の組織

本部の組織は、次の「長野市水防本部組織図」に示す構成とし、その役割は次のとおりとする。

#### 〈本部の役割〉

本部長	市長	本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	危機管理防災監、副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長、上下水道事業管理者	本部長の命を受け、水防本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。
本部員	各部長、長野市保健所長、会計局長、教育次長（2）、議会事務局長、上下水道局長、消防局長	
本部連絡員	本部長が指名する者	部の所管する情報を本部長に報告する。また、本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。



### 第3 本体会議

本部長は、本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に準じて、本部に長野市水防本体会議（以下「本体会議」という。）を設置する。

#### 〈本体会議〉

本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者
事務局	○総務部本部班
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○庁内体制及び庁内応援に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

### 第4 本部の業務分掌

各部の所掌業務は、長野市地域防災計画の「震災対策編」第3章 第2節「非常参集職員の活動」第3「災害対策本部の運営」 3 業務分掌、4 専門チームの編成の定めによる。

ただし、被害状況に応じて臨機応変に応急対策を実施するため、本部長又は部長の指示により、業務分掌は変更される場合がある。

---



---

## 第4節 本部の廃止又は災害対策本部への移行

---

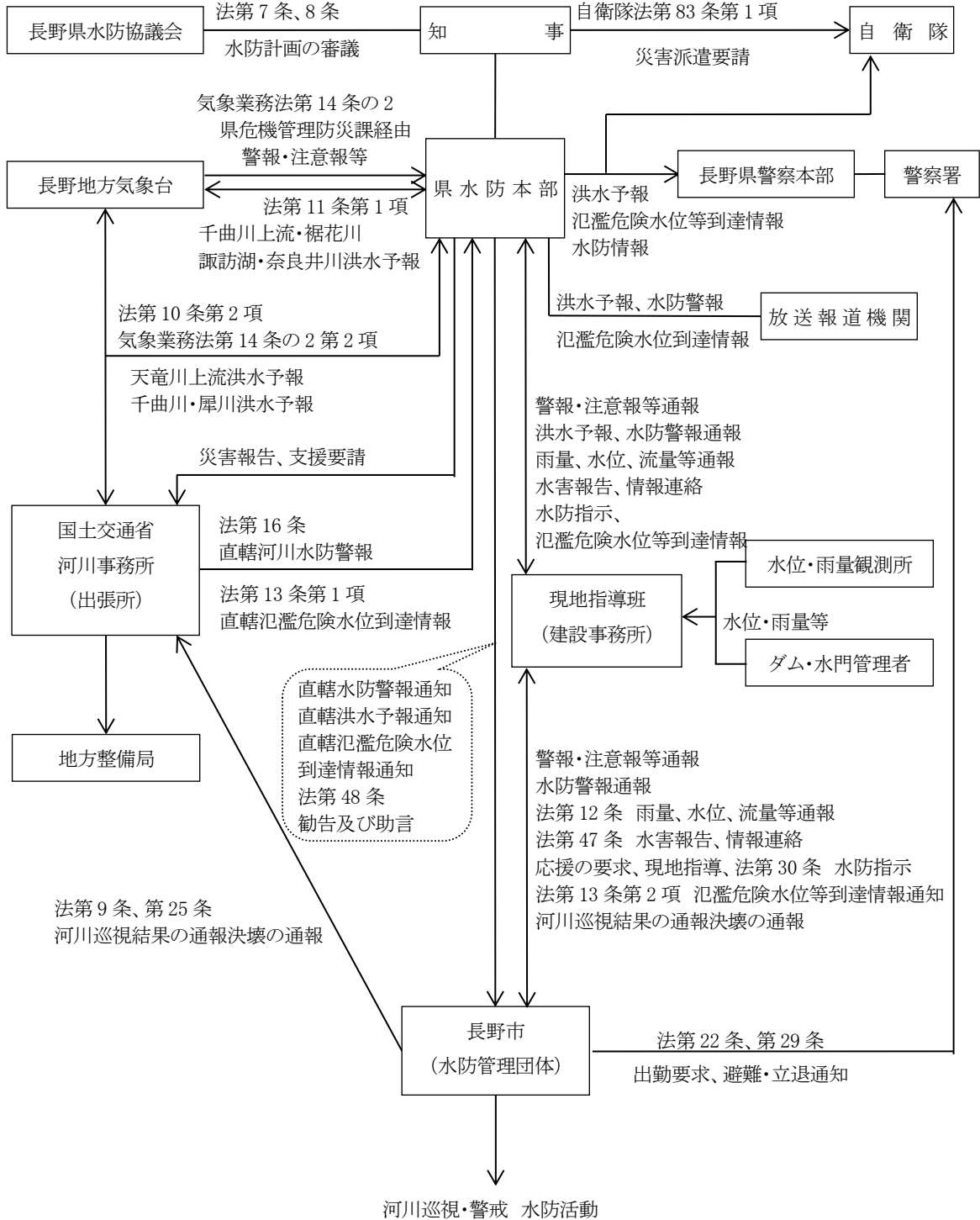


---

本部長は、警報が解除されたとき、又は水災のおそれが解消されたときは、本部を廃止する。  
また、本部は、長野市災害対策本部が設置されたときは、当該災害対策本部に移行する。

## 第5節 水防関係機関の連絡系統

水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



## 第3章 水防訓練・水防施設等

---

---

### 第1節 水防訓練

---

---

市は出水期前に1回以上、所轄建設事務所長の指導を受けて水防訓練を行う。なお、訓練要領は、おおむね次の基準により長野建設事務所長と協議の上、市が定めるものとする。

- (1) 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- (2) 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出勤、又は出勤の準備等に対する指示命令の系統的訓練

---

---

### 第2節 重要水防区域

---

---

本市にある河川のうち、特にその現状から、決壊・越水等の危険が予想され、水防上特に警戒を要する区域を重要水防区域とする。

なお、本市の重要水防区域一覧表は、資料編を参照

---

---

### 第3節 ダム及び水門等

---

---

水防上重要なダム及び水門等は、資料編のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、長野建設事務所、下流地域の水防管理者、交通機関等に迅速に連絡を行う。

#### 1 洪水警戒時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

#### 2 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する。

#### 3 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

---

---

## 第4節 水防倉庫及び資器材

---

---

市内の水防倉庫、備蓄資材等は資料編のとおりである。

消防部警防課は、水防倉庫及び資器材の維持、管理等に万全を期する。

備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所及び建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ市と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努める。

---

---

## 第5節 非常輸送の確保

---

---

### 第1 輸送経路図の作成

市は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、次の事項を網羅した輸送経路図を作成して長野建設事務所長に提出しておく。

- 1 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- 2 万一に備えた多角的輸送路の選定図

また、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておく。

## 第4章 警報・注意報等

### 第1節 警報・注意報等

#### 第1 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。

また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。

##### 1 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

##### 2 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

##### 3 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の種類〉

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発



特別警報・警報・注意報の種類		概要
		表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

## 第2 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）

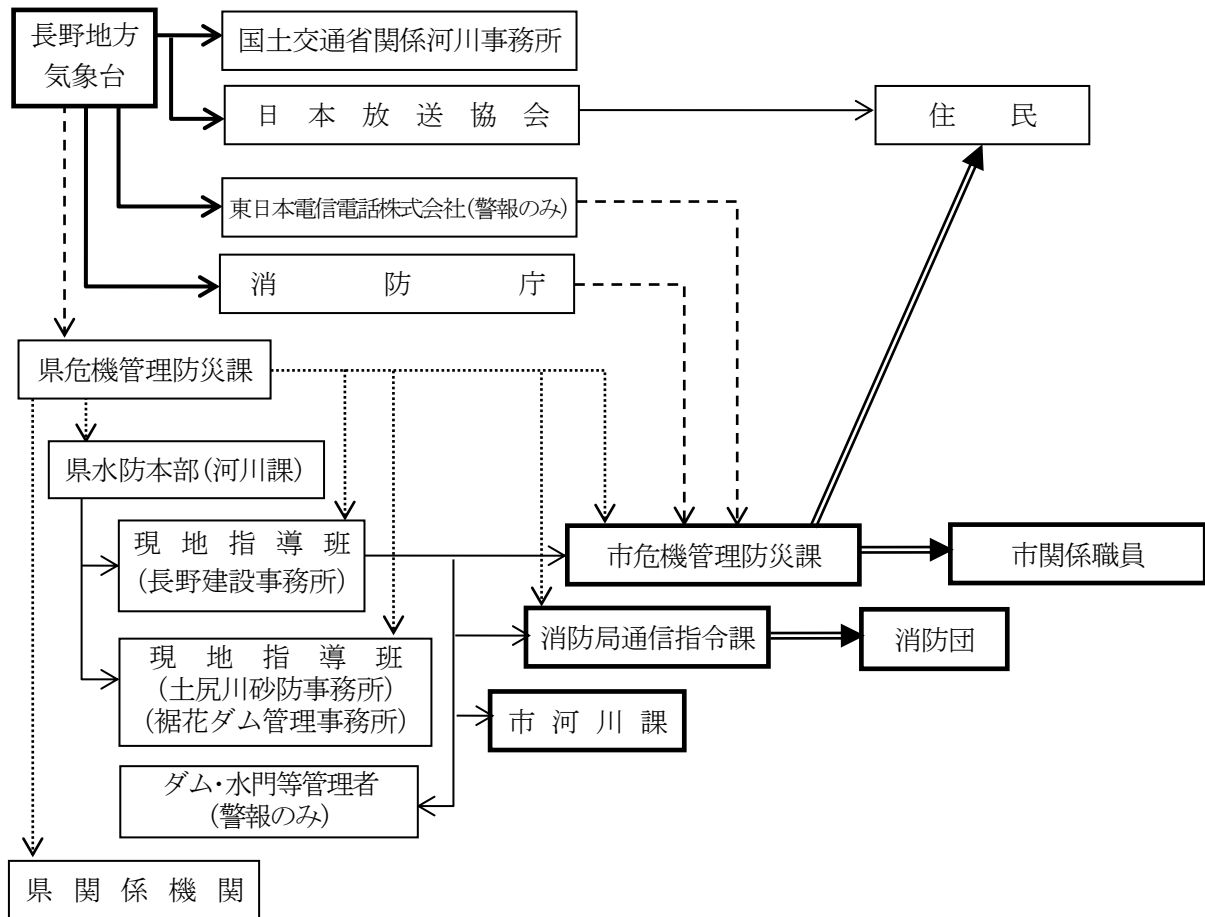
警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表する。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表している。

気象情報も、警報や注意報などと同じように関係行政機関、都道府県や市町村へ伝えられ、防災活動等に利用されるほか、報道機関などを通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象情報は、警報や注意報と一体のものとして発表し、内容を補完するなど、防災上重要な情報である。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象警報等の伝達系統は次の図のとおりである。なお、災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は、長野地方気象台又は長野県危機管理防災課から市長に対して直接連絡する（ホットライン）場合がある。

〈気象警報・注意報、気象情報の伝達系統図〉



- (注)
- は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
  - .....は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
  - は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。
  - は、オンラインによる伝達を示す。
  - ====は、総合防災情報システムからの電子メール等による伝達を示す。

## 第2節 洪水予報

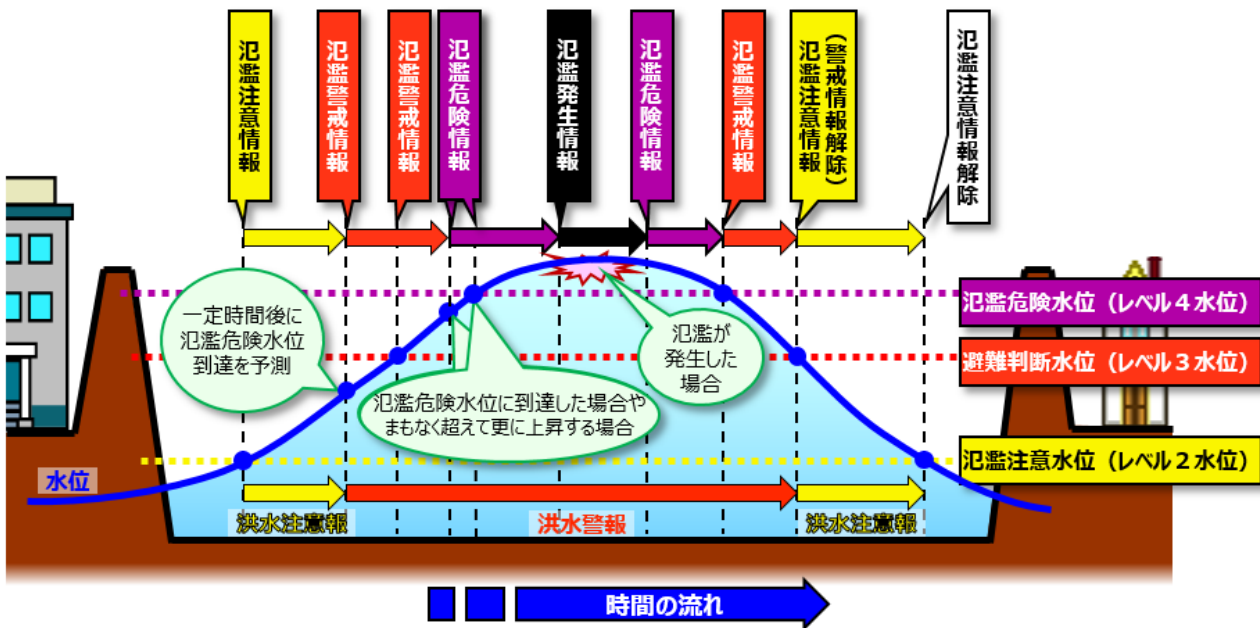
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。

〈指定河川洪水予報〉

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

〈指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係〉

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]



〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種別	指定者	指定河川
洪水予報河川	(水防法第10条)	国土交通大臣
	(水防法第11条)	県知事
水位周知河川 (水防法第13条)	県知事	千曲川、犀川
水防警報河川 (水防法第16条)	国土交通大臣	裾花川
	県知事	蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川

〈洪水予報河川等の指定及び水位観測所〉

河川名	水位観測所名	水位観測所の場所	設置者	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追	千曲川河川事務所	○		○
	立ヶ花	中野市立ヶ花	千曲川河川事務所	○		○
犀川	小市	長野市川中島町四ツ屋	千曲川河川事務所	○		○
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	千曲川河川事務所		○	○
	弘崎	長野市信州新町	長野建設事務所		○	○
裾花川	岡田	長野市岡田	裾花ダム管理事務所	○		○
蛭川	豊栄	長野市松代町豊栄	長野建設事務所		○	○
浅川	富竹	長野市富竹	長野建設事務所		○	○
鳥居川	鳥居川	飯綱町三水倉井	長野建設事務所		○	○

1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

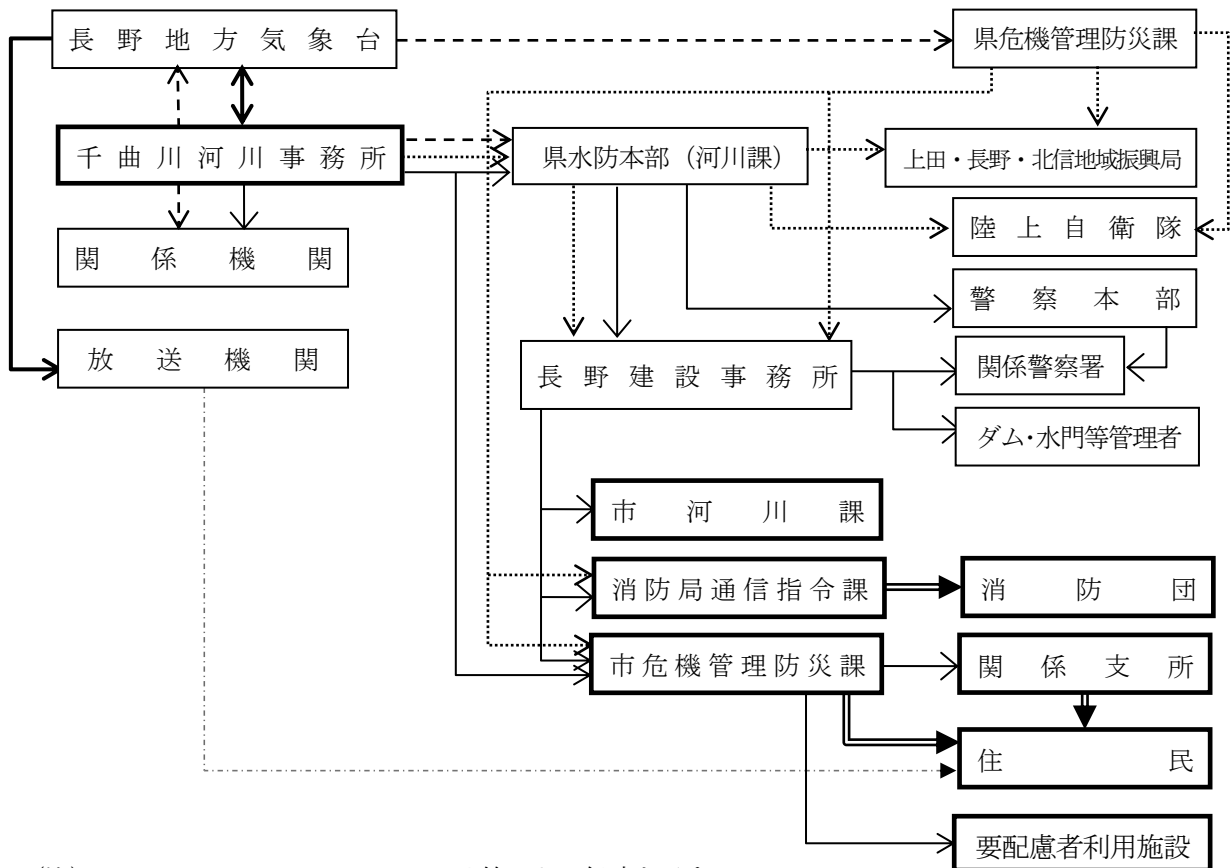
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原（大屋橋）	から	生田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局 千曲川河川事務所
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原			
	左岸 飯山市大字一山字十二平	まで			
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見				
犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部（両郡橋）	から	小市	長野地方気象台	
	右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 幹川合流点				まで

洪水予報の伝達系統は次の図のとおりである。

なお、次の場合は、千曲川河川事務所長から市長に対して直接連絡する（ホットライン）。

- 避難判断水位到達の前（避難判断水位を越える予測が出た時）
- 氾濫危険水位到達の前（氾濫危険水位を越える予測が出た時）
- 堤防天端水位到達・越流の前（堤防天端を越える予測が出た時）

〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) \_\_\_\_\_ は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。  
 - - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。  
 = = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。  
 - · - · - · は、その他により伝達を示す。

2 県知事が洪水予報を行う河川

長野市域において、県知事（建設部河川課）と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川であり、次の区域を対象としている。

〈県知事が洪水予報を行う河川〉

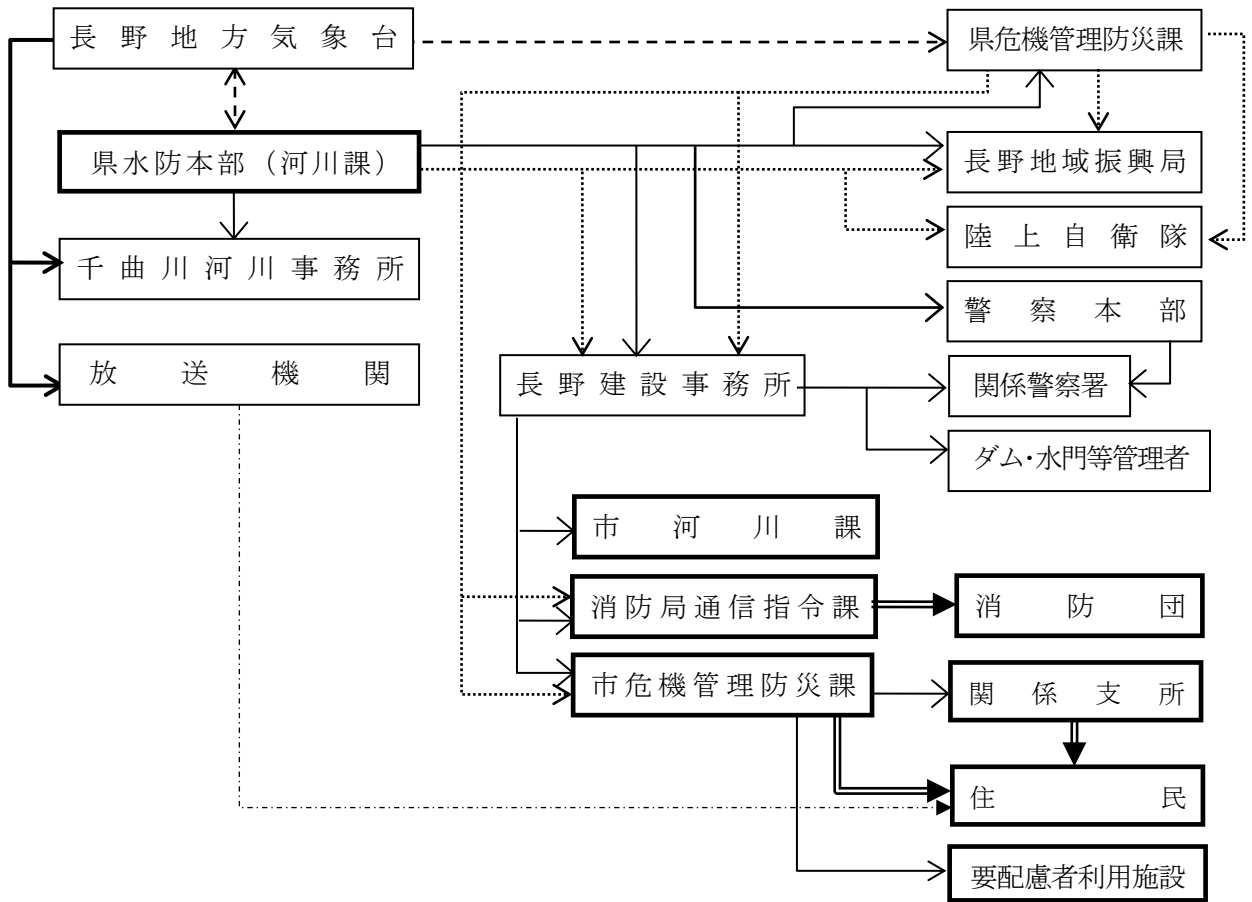
水系名	河川名	区域
信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで

また、洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。

〈水位観測所〉

観測所名	位置	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
岡田	長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60

〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。  
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。  
 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。  
 - · - · - · は、その他により伝達を示す。

## 第3節 氾濫危険水位等到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

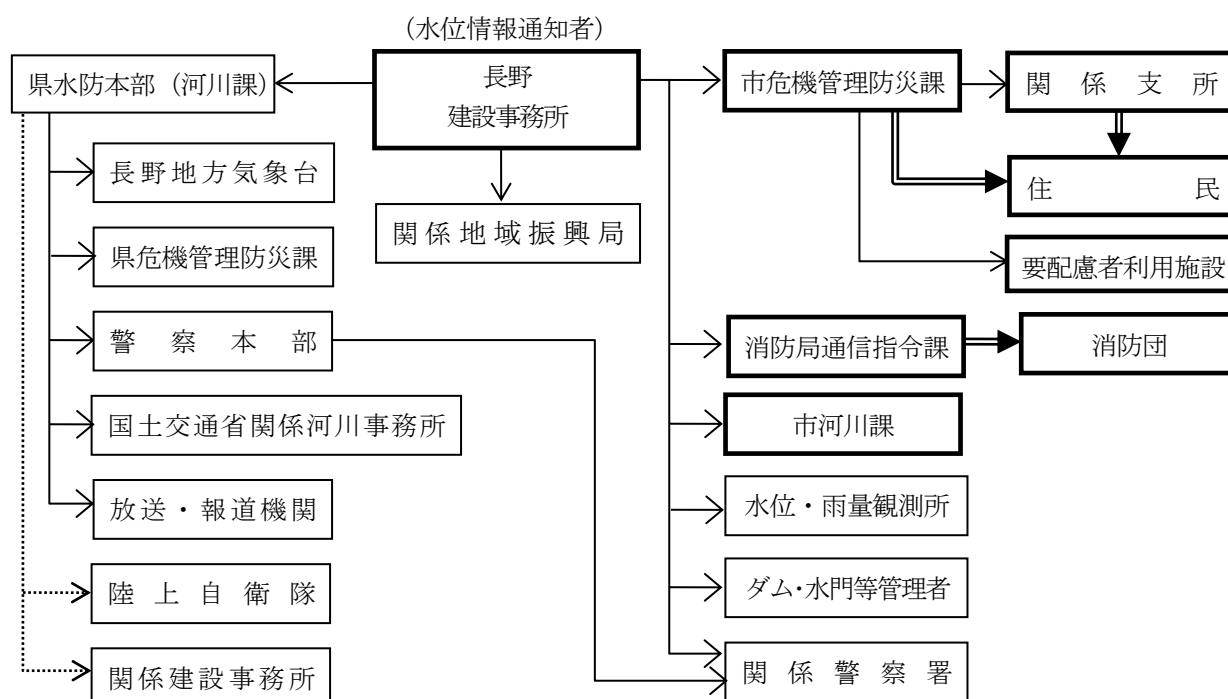
〈氾濫危険水位到達情報〉

種類	発表基準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき

〈氾濫危険水位到達情報を周知する河川〉

河川名	区域		対象水位観測所				水防情報通知者
	自	至	名称	位置	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	
蛭川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東寺尾 (千曲川合流点)	豊栄	長野市松代町豊栄	1.3	1.5	長野建設事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 (日野橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市信州新町	5.8	6.5	
	長野市信州新町 (更級橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)			6.8	7.5	
浅川	長野市浅川東条 (東条橋)	上高井郡小布施町吉島 (千曲川合流点)	富竹	長野市富竹	2.5	3.0	
鳥居川	上水内郡信濃町柏原 (JR橋)	長野市豊野町浅野 (千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町三水倉井	2.5	2.8	

〈水位情報の伝達系統図〉



- (注) ..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 == は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。



## 第4節 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発表する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。

〈水防警報の種類〉

種類	段階	発表基準	内容
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団（水防団）の幹部の出動
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出動
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況

### 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川は、次のとおりである。

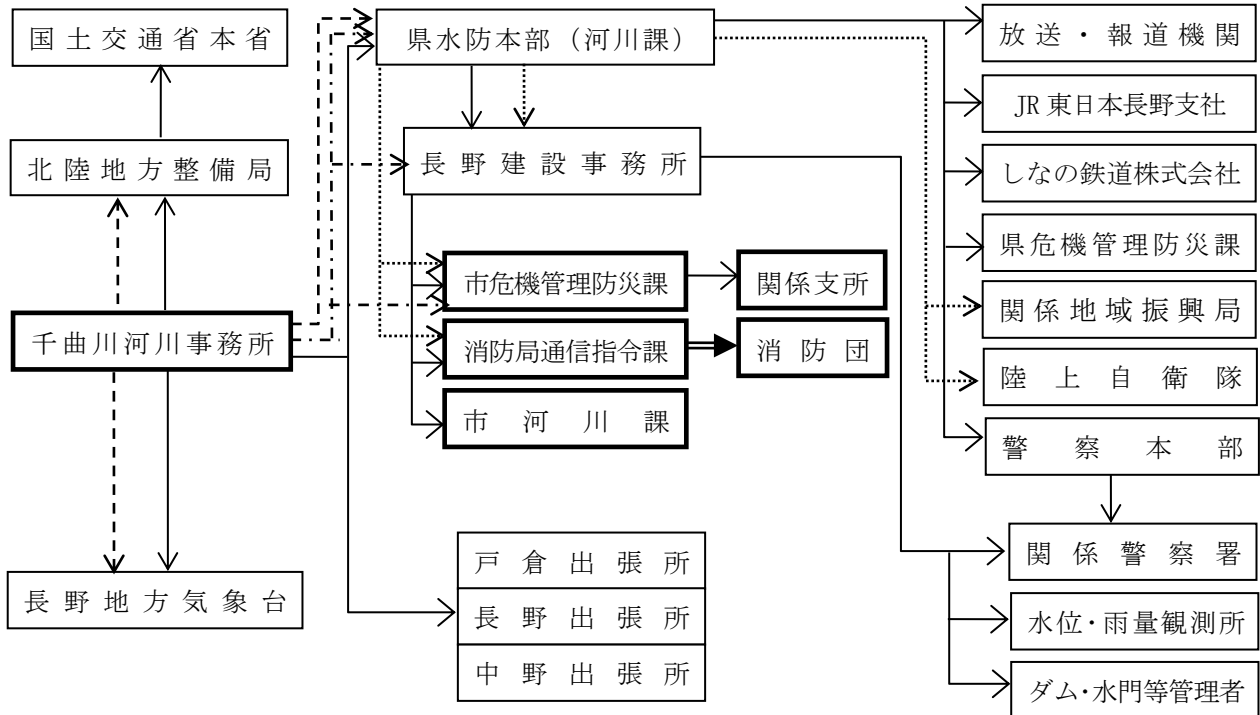
〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉

河川名	区域	延長 (km)	水防警報 発表責任者
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 右岸 上田市大字大屋字南遠川原（大屋橋）	87.5	千曲川河川 事務所長
	左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見（湯滝橋）		
犀川	左岸 松本市安曇川端 右岸 松本市波田前淵（新淵橋）	44.6	
	幹川合流点		

〈水防警報の対象となる水位観測所〉

河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47
	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03

〈水防警報の伝達系統図〉



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 - - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。  
 - . - . - は、電子メールによる伝達を示す。  
 ≡ ≡ ≡ は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

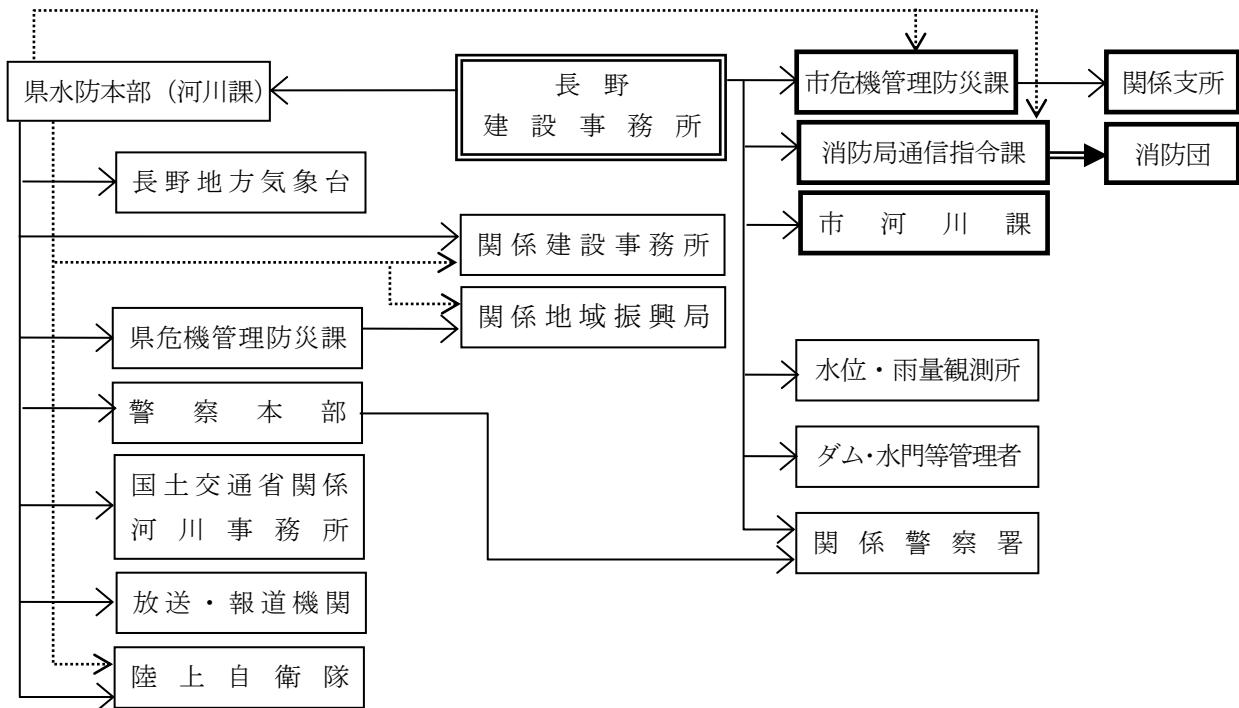
2 県知事が水防警報を行う河川

県知事が指定した水防警報を行う河川は、次のとおりである。

〈県知事が水防警報を行う河川〉

河川名	区域		対象水位観測所				水防警報発表者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	
裾花川	長野市(善光寺用水裾花取水口)	長野市青木島町青木島甲(犀川合流点)	岡田	長野市岡田	0.5	1.1	長野建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄(鍋山川合流点)	長野市松代町東寺尾(千曲川合流点)	豊栄	長野市松代町豊栄	0.5	1.0	
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口(日野橋)	長野市塩生甲(両郡橋)	弘崎	長野市信州新町	3.6	5.2	
浅川	長野市浅川東条(東条橋)	上高井郡小布施町吉島(千曲川合流点)	富竹	長野市富竹	1.2	1.8	
鳥居川	上水内郡信濃町柏原(JR橋)	長野市豊野町浅野(千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町三水倉井	1.5	1.9	

〈水防警報の伝達系統図〉



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 === は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

## 第5節 水位

上流域の水位状況の情報を的確に入手し、早期に警戒体制を整える。

## 第6節 雨量

水防本部は、気象情報により相当の雨量があると認められるときは、関係機関と連絡をとって雨量の状況を把握し、水防本部長に報告するとともに、必要に応じて関係機関、団体、区長及び住民に通報する。通報雨量は、次のとおりである。

### 〈通報雨量〉

- 24時間以内に50mm以上の降雨があったとき
- 連続雨量80mmの雨量があったとき
- 前各号の通報発信後、なお引き続き降雨のあったときは、以後標準時1時間ごとに通報する。

## 第7節 情報システム等

### 第1 実施責任者

総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）は、関係機関と緊密な連絡を取り、気象情報等を収集し、関係各部に伝達し、災害応急対策活動の効率的な運用を図る。

### 第2 実施方法

#### 1 気象情報等の収集

関係機関との連携及び各種情報収集システムによって、気象情報を収集する。

##### (1) 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、観測所における雨量観測値をもとにあらかじめ設定してある Critical Line (CL) によって土砂災害発生の危険性を評価する。注意基準及び警戒基準を超えると、雨量観測情報に注意又は警戒表示をする。また、職員の動員配備の発令基準となる大雨警報等が発表された場合は、メール送信機能によって関係職員に通報される。

##### (2) 千曲川防災情報提供システム

千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示の発令の判断資料とする。

#### 2 気象情報等の整理・伝達

雨量、水位、気象情報等を整理して、適時、関係部に伝達する。

#### 3 降雨状況の把握

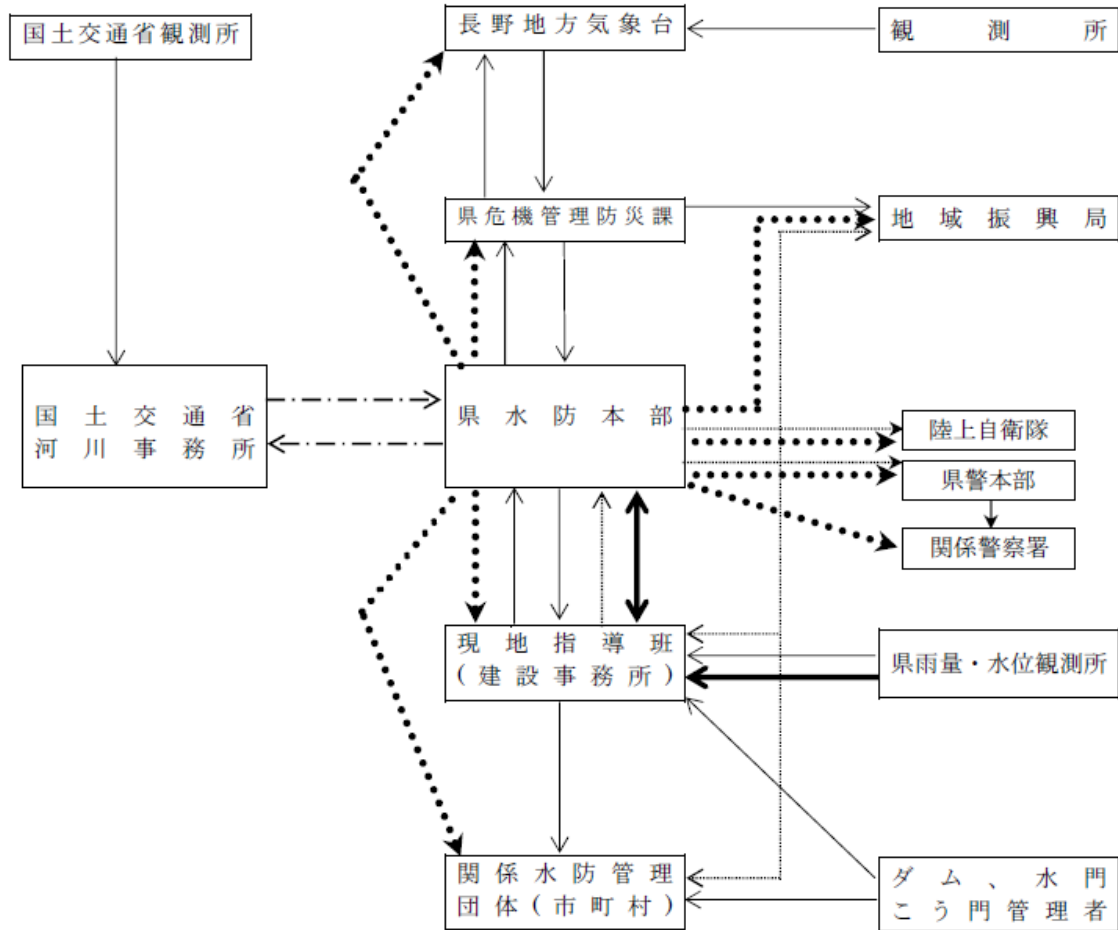
関係各部においては、伝達を持つことなく下記的手段を利用することによって降雨状況を把握することができる。

##### 〈降雨状況の把握手段〉

音声自動応答（雨量） (TEL 223-4003)	総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況を、合成音声により応答する。
音声自動応答（水位） (TEL 223-4002)	市内水路の水位状況を、合成音声により応答する。
長野市防災情報ポータル ( <a href="http://nagano-bousai.jp/">http://nagano-bousai.jp/</a> )	長野市防災ポータル上で、総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況等を公開している。
長野県河川砂防情報ステーション ( <a href="http://www.sabo-nagano.jp/dps/">http://www.sabo-nagano.jp/dps/</a> )	長野県、気象庁、国土交通省が観測している雨量や水位の情報を提供している。

## 第8節 水位及び雨量の通報系統図

水位及び雨量の通報は、次に示す系統に従って行う。



- (注)
- は、オンライン又は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
  - ..... はファクシミリによる伝達を示す。
  - ➔ は長野県水防情報システムを示す。
  - --- 統一河川情報システムを示す。
  - ..... は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

## 第9節 ダム放流時の対応

### 第1 裾花川系ダム放流時の対応

裾花川に設置されている3か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、各ダム管理事務所より通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

### 第2 犀川系ダム放流時の対応

犀川に設置されている5か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。

### 第3 浅川ダム放流時の対応

浅川ダムでは、降雨時（降雨前）の洪水調整及び洪水に達しない流水の調整について、常用洪水吐きから自然放流となる。総務部危機管理防災課は、「浅川ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

## 第10節 既往洪水到達時間

千曲川及び犀川の既往洪水別観測所区間到達時間は、次のとおりである。

〈既往洪水到達時間〉

河川	地籍	区間距離 (km)	到達時間(時間)	平均(時間)
千曲川	生田（上田市）～ 杭瀬下（千曲市）	25.7	0.0～2.0	1.3
	杭瀬下（千曲市）～ 立ヶ花（中野市）	31.0	5.0～8.0	6.5
犀川	稲核ダム（松本市）～ 熊倉（安曇野市）	22.3	1.0～2.0	1.3
	熊倉（安曇野市）～ 陸郷（安曇野市）	13.9	0.0～2.0	0.5
	陸郷（安曇野市）～ 小市（長野市）	45.3	1.0～4.0	3.3
	小市（長野市）～ 立ヶ花（中野市）	23.2	3.0～7.0	4.6

（北陸地方整備局千曲川河川事務所より）

## 第11節 異常現象発見時の措置

### 第1 異常現象の報告

職員は、災害に係る異常な現象を発見したときは、直ちに総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）に報告するか、又は119番通報を実施する。

#### 〈異常現象の種類〉

気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 等	○強い降ひょう
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水		
土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地表面の沈下・隆起	○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） 等	

### 第2 報告の方法

無線機、メール、FAX、最寄りの電話機等により報告する。  
また、報告の際は、おおむね次の内容について具体的に報告する。

#### 〈報告の内容〉

○異常現象の種類	○異常現象の発見日時
○異常現象の発見場所	○異常現象の状況（規模・程度、拡大・進展の可能性）
○報告後の連絡方法及び連絡先	○情報発信者の氏名、電話番号等

### 第3 情報を収受したときの措置

#### 1 消防局（消防部）の措置

- (1) 情報の収受  
上記の報告内容について漏れなく収受する。
- (2) 報告者への事後措置の応急指示  
報告者への事後措置について、応急的な指示を行う。
- (3) 情報の伝達  
総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）に報告内容を直ちに伝達する。

#### 2 総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）の措置

- (1) 情報の収受  
上記報告内容について漏れなく収受する。
- (2) 報告者の事後措置の応急指示  
報告者への事後措置について、関係各班長へ応急的な指示を行う。
- (3) 情報の伝達  
報告の内容を検討し、必要に応じて、関係各部に伝達する。
- (4) 事後の情報収集  
第一報の後の情報収集を報告者又はこれに代わる者を通じて収集し、災害予防又は災害の拡大防止を図る。

## 第5章 水防活動

### 第1節 実施責任者

水防活動の責任者は、次のとおりである。

#### 〈水防活動の実施責任者〉

水防管理者 (市長)	水害報告・情報連絡 水防活動の総括、他市町村への応援要請 消防機関への出動指示 警察官の出動要請、避難指示、立退指示
消防機関(署と消防団)	警戒区域の設定、立入禁止、立退命令
警察官	緊急自動車の通行許可、出動・職権での避難指示
国	重要河川の水防指示・勧告・助言
県	緊急時の水防指示・勧告・助言、自衛隊の出動要請

建設部河川班長・維持班長、消防部警防班長は、洪水又は土砂災害(地すべり、山崩れ、崖崩れ、土石流)のおそれがあるときは、災害を未然に防ぐため、水防活動を行う。また、消防局(団)員の水防時の活動は、消防局水災警防計画及び消防団災害活動等に関する規程による。

なお、災害に係る情報の収集については、総務部本部班と連携し、災害の拡大防止及び現状復旧については、建設部河川班長・維持班長・道路班長、農林部農地整備班長、地域・市民生活部支所班及び関連機関等と連携して実施する。

### 第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討

建設部河川班長、消防部警防班長、総務部総務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。

なお、情報収集・整理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

各班は上記の情報を共有して総合的に判断し、効率的な水防対策活動の実施を図る。

#### 〈情報収集・整理・対策検討事項〉

- 災害の発生場所
- 災害の発生日時
- 災害の規模
- 災害の発生原因
- 災害の拡大可能性
- 被害状況(堤防、道路、橋りょう、砂防・治山施設、その他防災施設(排水ポンプ場(排水機場)、水門、消防署等)、住家)
- 防災施設の稼働状況(排水ポンプ場(排水機場)、水門)
- 避難指示の発令(必要性、対象地区、伝達方法、避難所開設)
- 水防活動の箇所、方法
- 応援要請の必要性



---

---

## 第3節 水防活動

---

---

### 第1 河川、雨水調整池、ため池等の巡視・点検

建設部河川班長、建設部維持班長、農林部農地整備班長、消防部警防班長は、随時連携して、河川、雨水調整池、ため池の水位、水勢を巡視し、堤防に洗堀、はらみ出し等の異常がないか点検する。

また、道路、橋りょう及び砂防・治山施設については、建設部河川班長、建設部道路班長、建設部維持班長、農林部農地整備班長、農林部森林いのしか対策班長が連携し、斜面・のり面、河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。

巡視・点検は、消防団（水防団）との連携のもとに実施する。

上記の巡視点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見したものは、第4章 第11節「異常現象発見時の措置」に準じ、これを通告又は通報する。また、その内容に基づき、関係担当班長は、水防対策活動の検討を行う。

### 第2 水防対策活動

洪水又は土砂災害が発生したときは、災害の拡大を防ぎ、現状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。

洪水対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、消防部警防班長が連携して、関係班長及び消防団（水防団）と水防対策活動を実施し、災害防止、又は災害の軽減に努める。

土砂災害対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、建設部道路班長、消防部警防班長、農林部農地整備班長、農林部森林いのしか対策班長が連携して、適切な工法をもって、災害防止、災害の軽減又は応急復旧に努める。

### 第3 情報のとりまとめ・報告

#### 1 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。

#### 2 被害情報のとりまとめ・報告

市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、総務部総務班へ報告する。

また、総務部総務班は市全体のとりまとめを行い、本部長へ報告するとともに、長野建設事務所を通じて県水防本部（建設部河川課）又は千曲川河川事務所に通報する。

### 第4 水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作及び巡視

洪水対策としての水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作にあたっては、各々の管理規定に基づき効率的に実施するものとするが、千曲川・犀川等の水位を考慮し、関係機関と協議して、河川の溢水、堤防決壊等の大災害を招かぬよう十分考慮する。

建設部河川班、農林部農地整備班は排水ポンプ場（排水機場）等の巡視を行い、状況等を確認する。

## 第5 資器材の調達

水防対策活動に際し、水防倉庫備蓄資材又はその他関係各班の所有する資器材では不足する場合は、財政部契約班長の協力を得て調達する。

## 第6 公用負担

水防対策活動上必要があるときは、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる、ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。（根拠法令：水防法第28条）

### 〈公用負担の権限〉

- 必要な土地の一時使用
- 土、石、竹、木その他の資材の使用
- 車両その他の運搬具又は機械器具の使用
- 工作物その他障害物の処分

## 第7 安全の配慮

水防活動は、消防団員（水防団員）自身の安全確保に留意して実施するものとし、おおむね次の事項に配慮する。

### 〈安全配慮事項〉

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- 水防活動時は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じて、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

---

## 第4節 決壊等の通報

---

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。

## 第5節 避難

### 第1 水防法による警戒区域の設定

警戒区域の設定は、法に基づいて行う。

#### 〈水防法による警戒区域の設定〉

設定者	設定要件	根拠法令
消防吏員 消防団員	水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を目的に設定する	水防法第21条
警察官	上記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	

### 第2 水防法による避難のための立ち退き指示

県知事、その命を受けた職員又は水防管理者（市長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の住民に対し避難の指示を実施する（水防法第29条）。

### 第3 災害対策基本法による避難対策

市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想され、水防本部が災害対策本部に移行した場合は、地域防災計画に基づき避難対策を実施する。

## 第6節 水防配備の解除

水防配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者（市長）が水防解除の指令をしたときとする。

消防団（水防団）員は、上記の水防配備の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。

消防団長は、水防配備の解除後、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者（市長）に報告する。

## 第7節 水防の報告

水防管理者（市長）は、水防実施後10日以内にその状況を「水防法施行細則」（昭和26年5月17日付、長野県規則第42号）に定める様式により、長野建設事務所長を経由して知事に報告する。

---

## 第8節 協力・応援

---

### 第1 河川管理者の協力

国土交通省北陸地方整備局長及び県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

〈河川管理者の協力が必要な事項〉

- 河川に関する情報の提供
- 重要水防箇所の合同点検の実施
- 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 水防活動の記録及び広報

### 第2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

本部長は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、本市が応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のための派遣者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下で行動する。

市は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者と情報共有体制等について相互に協定しておく。

### 第3 警察官の援助要求

本部長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

### 第4 自衛隊の派遣要請

本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

### 第5 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

---

## 第9節 経費の負担

---

水防対策活動を実施するために支出する費用は、本市が負担する。

## 第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

---

---

### 第1節 洪水対応

---

---

洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに次の措置を講じる。

- (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置
- (2) 洪水ハザードマップの作成、公表
- (3) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
- (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
- (5) 大規模工事等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

なお、これらの措置の内容は、長野市地域防災計画（風水害対策編）に示す。

## 第7章 水防協力団体

市は、水防協力団体の申請・指定及び運用について、災害時応援協定の締結状況、内容等も含めて、今後検討する。